

関係者不在の宿泊施設における防火安全対策 ガイドライン（案）

令和7年●月

総務省消防庁

関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン（案）

<目次>

1	はじめに.....	1
2	対象とする防火対象物.....	2
3	防火安全対策.....	3
(1)	利用者に対する施設情報の提供.....	3
(2)	日常管理及び出火防止対策.....	4
(3)	火災発生時の応急対策.....	5
(4)	教育・訓練体制.....	9
(5)	その他の効果的な防火安全対策.....	10

1 はじめに

近年、デジタル技術を用いて労働人口減少等の様々な課題の解決に取り組む社会的な動きが加速しています。

宿泊施設においては、国内外からの宿泊者数が増加傾向にあり、自動チェックインや問い合わせのリモート対応等により、従業員等が常駐することなくサービスを提供する事業形態が見られるようになってきています。一方、不特定多数の者が利用する宿泊施設は、消防法において火災発生時の人命危険が高い施設として位置付けられ、過去にも死傷者を伴う火災が発生しているところであり、消火、通報及び避難をはじめとした初動対応が適切に行われない場合には、人的被害への影響等が懸念されます。

消防庁では、「令和6年度予防行政のあり方に関する検討会」において、省人化された宿泊施設における効果的な防火管理対策について検討を行い、主に防火管理のソフト面に係る事業者の取組についてガイドラインをとりまとめました。

宿泊施設の関係者においては、消防計画の作成や、教育・訓練の際に本ガイドラインを活用し、安全対策に万全を期するようお願いします。

なお、本ガイドラインのほか、関係法令や他の指導指針に基づき必要とされる事項についても確認し、宿泊施設の安全確保をお願いします。

2 対象とする防火対象物

本ガイドラインは、消防法施行令別表第1（5）項イに掲げる宿泊施設（同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）で、営業時間中に施設従業員が不在となる時間帯があるものを対象とします。

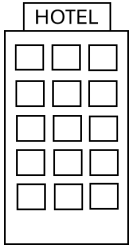
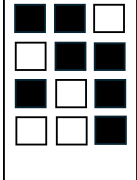
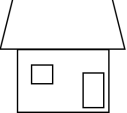
なお、本ガイドラインにおいて、想定する宿泊施設は表1のとおりです。

施設従業員が不在とならない宿泊施設であっても、当該防火対象物の位置、構造、設備の状況及び管理の状況から、利用者の防火安全確保のため省人化による人員体制に応じた消火、通報及び避難誘導等の効果的な自衛消防活動に配慮する必要があるもの※については、本ガイドラインを参考に安全性の向上を適宜図りましょう。

※ 従業員により火災を想定した訓練を実施の上、当該従業員による対応が手薄となる初動対応（初期消火、消防機関への通報、避難誘導）について、本ガイドラインに示す対策により実効性を確保しましょう。

手薄となる初動対応	取り入れる対策
初期消火	表2－1、表2－2、表2－5、表2－6、表2－7
消防機関への通報	表2－1、表2－2、表2－4、表2－6、表2－7
避難誘導	表2－1、表2－2、表2－3、表2－6、表2－7

〈表1 本ガイドラインで想定する宿泊施設〉

分 類	全室タイプ	部分タイプ	小規模独立タイプ
	宿泊施設が建物の全て又は大半を占めているもの イメージ図 	宿泊施設が部分的に運営されているもの イメージ図  ■ = 宿泊施設（民泊など） □ = 共同住宅	宿泊施設が独立しており、かつ、小規模であるもの イメージ図 

3 防火安全対策

火災発生時に、避難誘導、119番通報、初期消火といった初期対応が適切に行われない場合、火災の延焼拡大や避難の遅れなど被害が大きくなります。とくに、関係者が不在となる宿泊施設においては、出火防止はもちろんのこと、これら初期対応に遅れが生じないような対策を講じることが大切です。

本ガイドラインでは、防火安全対策を以下の(1)から(5)までに分類し、それぞれの具体的な対策例を表2-1から表2-7に示します。表に示した内容を取り入れた場合には、消防計画にも反映させてください。

(1) 利用者に対する施設情報の提供

避難に遅れが生じないように、施設情報を利用者によく理解してもらいましょう。

〈表2-1 利用者に対する施設情報の提供〉

項 目	消防計画 チェック欄
➤ 施設関係者が不在となる旨やその時間帯についての施設情報を、利用者に周知しましょう。なお、宿泊施設の利用開始時に周知するほか、施設の形態によっては利用開始前に周知する方法も考えられます。 💡 ≪メモ≫①	☐
➤ 表2-2から表2-6までに示す対策のうち、利用者に対して事前に周知が必要な事項については、様々な手段を用いて周知しましょう。 💡 ≪メモ≫①	☐

💡 ≪メモ≫

- ① 以下の方法を参考にして周知しましょう。特に、表1に示した全室タイプの宿泊施設のほか、利用者の属性等によっては、部分タイプや小規模独立タイプにおいても、施設関係者が不在であることを認知しないまま利用されることも考えられます。利用者の安全を確保するため、宿泊施設の利用開始前に周知するなど、施設の形態に応じた周知方法を決めておきましょう。

【周知方法の例】

《施設利用開始前の周知》

- ・インターネットでの予約時にWebページにおいて示す。
- ・予約確認メールのメッセージに併せて記載する。

《施設利用開始時の周知》

- ・利用規約に明記する。

- ・避難経路とともに客室に掲示する。
- ・客室やロビーなどに備えつけるリーフレットに記載する。
- ・客室に設置されているディスプレイに表示する。

(2) 日常管理及び出火防止対策

特に関係者が不在となる宿泊施設においては、火災の発生を未然に防ぐことが大変重要です。

〈表2－2 日常管理・出火防止対策〉

項 目	消防計画 チェック欄
➤ 火気使用器具や電気機器の適切な取扱い方法について利用者に周知しましょう。	☐
➤ 喫煙ルールの徹底について利用者に周知しましょう。	☐
➤ 寝具類からの出火・延焼を防ぐために防災製品を使用しましょう。 💡 ≪メモ≫②	☐
➤ コンセントなどの定期的な清掃を行いましょう。💡 ≪メモ≫③	☐
➤ 放火防止のため、ごみ置場の施錠など可燃物について適切に管理しましょう。	☐
➤ 速やかに避難するために避難経路の維持管理を行いましょう。 💡 ≪メモ≫④	☐

💡 ≪メモ≫

- ② 防災製品とは、一定の基準以上の防災性能を有し、消防法に規定された防災対象物品以外の衣類、寝具類などの繊維製品で、火災予防に有効であり、その使用が推奨されるものです。このほか、暖房器具の使用方法や注意事項を利用者に周知し、寝具からの出火を防止する方法もあります。
- ③ コンセントのほか、火気を使用する調理器具やレンジフードの清掃も行いましょう。
- ④ 定期的な巡回や遠隔監視により管理する方法があります。チェックリストを活用するなど、確実に管理しましょう。

(3) 火災発生時の応急対策

火災発生時の応急対策は、避難誘導、119番通報、初期消火、消防隊への情報提供に分類し、表2-3から表2-6に示します。

〈表2-3 避難誘導に係る応急対策〉

項 目	消防計画 チェック欄
【自衛消防活動に係る防火安全対策】 ➤ 速やかに避難誘導ができるようにするため、施設関係者等が火災を早期に覚知し駆けつける体制を構築しましょう。💡《メモ》⑤ ➤ 火災が発生した際に、施設関係者等から避難を促す対策を講じましょう。💡《メモ》⑥	☐ ☐
【利用者自らが安全に行動するための対策】 ➤ 利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知しましょう。💡《メモ》⑦ ➤ 利用者に避難経路を周知しましょう。	☐ ☐

💡 《メモ》

- ⑤ 火災の状況により、初期消火を優先して行うなど、その場の状況に応じた対応行動が必要となることがあります。
- ⑥ 施設の放送設備や遠隔からの放送等により避難を促す方法があります。
- ⑦ 安全を確保の上、初期消火や消防機関への通報に協力するよう併せて周知しましょう。

〈表 2－4 通報に係る応急対策〉

項 目	消防計画 チェック欄
【自衛消防活動に係る防火安全対策】 ➤ 速やかに通報ができるようにするため、火災を早期に覚知し通報する体制を構築しましょう。💡 ≪メモ≫⑧	☐
【利用者自らが安全に行動するための対策】 ➤ 利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう事前に周知する。なお、安全を確保の上、初期消火や消防機関への通報に協力するよう併せて周知しましょう。	☐

💡 ≪メモ≫

- ⑧ 自動火災報知設備の遠隔移報装置を経由して通報する方法、遠隔監視（共用部に設置したカメラ）等により関係者が早期に火災を覚知し通報する方法のほか、自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置する方法※もあります。施設の実態に応じた通報体制を構築しましょう。

※ 自動火災報知設備と火災通報装置を連動させて通報することについては、消防機関により運用が異なる場合があるため、事前に管轄する消防機関と協議してください。

〈表 2－5 初期消火に係る応急対策〉

項 目	消防計画 チェック欄
【自衛消防活動に係る防火安全対策】 ➤ 速やかに消火行動ができるようにするため、火災を早期に覚知し駆けつける体制を構築しましょう。💡 ≪メモ≫⑨	☐
【利用者自らが安全に行動するための対策】 ➤ 利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知しましょう。💡 ≪メモ≫⑩ ➤ 利用者が自ら初期消火できる対策を講じるなど、施設関係者が不在であっても初期消火できる体制を構築しましょう。💡 ≪メモ≫⑪ ➤ 利用者でも初期消火できるよう、消火器等の設置位置や使用方法を周知しましょう。	☐ ☐

💡 ≪メモ≫

⑨ 火災の状況により、避難誘導を優先して対応することが必要となるなど、その場の状況に応じた対応行動が必要となる場合があります。

⑩ 安全を確保の上、初期消火や消防機関への通報に協力するよう併せて周知しましょう。

⑪ 以下の方法が考えられます。

- ・消火器等を利用者が速やかに使える場所に設置する。
- ・消火器等を客室に設置する。
- ・客室に自動消火設備を設置する※。

※ 自動消火設備の設置については、設備の種類、設置場所や位置等について、事前に管轄する消防機関と協議してください。

〈表 2－6 消防隊への情報伝達〉

項 目	消防計画 チェック欄
➤ 施設関係者は、速やかに駆けつけ、情報提供が出来る体制を構築しましょう。	☐
➤ 速やかに出火場所及び避難者や逃げ遅れた者の氏名等の情報を収集し、消防隊に情報提供しましょう。	☐
➤ 消防隊が活動上必要な情報を入手できるよう、施設従業員等の連絡先を目に入りやすい場所に掲示しましょう。	☐
➤ 駆けつけた施設関係者が避難の状況を把握するための体制を構築し、その旨を利用者に周知しましょう。💡 ≪メモ≫⑫	☐

💡 ≪メモ≫

- ⑫ 利用者が建物から避難した後に集合する避難場所を定めるなどの方法があります。

(4) 教育・訓練体制

火災発生時に適切な対応行動がとれるよう、定期的な教育・訓練を実施しましょう。

〈表2-7 教育・訓練体制〉

項 目	消防計画 チェック欄
➤ 施設関係者が不在となる時間帯を想定するなど、施設の実態に応じた訓練を実施しましょう。💡 ≪メモ≫⑬	☐

💡 ≪メモ≫

⑬ 以下の例を参考に、施設の実態に応じた訓練を実施しましょう。

【教育・訓練の実施例】

- ・雇用形態にかかわらず従業員（特に採用後間もない従業員）に対する訓練や教育体制を確立する。
- ・オンラインによる研修や動画視聴などを活用し時間や場所を限定しない手法を取り入れる。
- ・ポスターなど視覚的な教材を活用し意識を高める。
- ・定期的に実地訓練を行うなどし、行動を定着させる。
- ・施設関係者が不在となる時間帯を想定するなど、施設の実態に応じた訓練を実施する。
- ・施設関係者が火災の発生を覚知したのち、速やかに現場へ駆けつける訓練を実施する。

(5) その他の効果的な防火安全対策

ア 上記(1)から(4)の対策には、自衛消防活動や利用者の避難に有効となるデジタル技術の活用も考えられること（例示：自衛消防活動支援アプリ、自動火災報知設備と連動したデジタルサイネージ、注意喚起事項の自動配信など）。

イ 本ガイドラインの対象となる施設において、外国人来訪者や障害者等の利用が想定される場合は、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（平成 30 年 3 月 29 日策定）に示す事項を積極的に取り入れること。

【消防庁ホームページ】

URL <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html>